

米の生産者の皆さんへ



米のトレーサビリティ制度がスタートします。

生産した米、米加工品などを出荷、販売した場合には、**取引の記録**や**産地情報の伝達**が必要となります。

生産者



J A、業者へ出荷又は販売した場合

取引の記録と産地情報の伝達が必要です



消費者へ直接販売した場合

産地情報の伝達が必要です

取引の記録

平成22年10月1日から

米や種もみを出荷・販売した場合には、その記録を作成して3年間保存しておく必要があります。必要事項が記入された伝票を保存しておくことで構いません。（**ポイント2**）

（消費者への直接販売、自家消費、無償譲渡（縁故米）等の記録は不要です。）

【必要な記録事項】

- 名称
- 産地
- 数量
- 年月日（出荷日、販売日など）
- 出荷先（販売先）

産地情報の伝達

平成23年7月1日から

（飼料用米などの非食用は伝達不要です。）

米、米加工品などを出荷・販売した場合には、産地情報を相手に知らせる必要があります。

一般消費者へ直接販売する場合、**JAS法に基づく産地表示義務があるものについて**は、これに従い表示してください。

なお、**JAS法での産地表示義務がない場合は、米のトレーサビリティ制度に従って、「国産」、「国内産」などの産地情報の伝達をする必要があります。**

チェック！

無償譲渡（縁故米）の場合、裏面の問6に注意してください。

ポイント1

炊飯した米飯類、もち等を直売所で販売する場合は、原料に使用した玄米・精米の産地を消費者へ伝える必要があります。

ポイント2

「取引の記録」については、**必要事項が記入された出荷伝票等を保存**しておくことでも構いません。

また、一部必要事項が漏れていた場合は、相手から確認して記入して保存する。

例 出荷伝票

名称	うるち玄米
産地	国内産
出荷日	平成〇年〇月〇日
出荷数量	30kg×10袋
出荷先	〇〇米穀店

生産者 Q&A



問1 生産者が農協に米穀の販売委託や販売をした場合には、どんな記録の作成・保存が必要ですか。

答 販売、販売委託に関わらず、農協から発行される荷受明細、販売伝票、利用明細等のいずれかを保存することによって、記録・保存となります。

問2 生産者がふるい下米等を直接買付けに来た業者に販売した際に、記録の作成・保存は必要ですか。

答 記録の作成・保存は必要です。記録に必要な事項が記入された伝票を業者から受け取るか、業者の連絡先等を尋ねて必要事項を記録・保存する必要があります。

問3 種子を購入した場合、記録の作成・保存をする必要がありますか。

答 種子も米トレーサビリティ法の対象ですので、購入した場合は、入荷の記録の作成・保存が必要です。

問4 自己保有米(自家消費用含む)と出荷米を区分することなく、カントリーエレベーター(CE)やライスセンター(RC)に、もみで出荷した場合に、記録の作成・保存は必要ですか。

答 CE、RCに出荷した場合にも、出荷の記録・保存、産地情報の伝達が必要です。

CE、RCや農協から発行される荷受明細、販売伝票、利用明細等のいずれかを保存しておけば記録・保存となります。

問5 親戚等に対して縁故米(無償譲渡米)として米を送った場合、記録の作成・保存は必要ですか。

答 縁故米の譲渡しは、事業として行っていないため、基本的に記録の作成・保存は必要ありません。

問6 縁故米を受け取った親戚等が、自ら営む飲食店や、勤務する飲食店で「ご飯」として客に提供している場合はどうなりますか。

答 この場合は、有償無償、縁故関係に関わらず米穀事業者への譲渡しとなりますので、記録の作成・保存及び産地情報の伝達が必要です。

また、飲食店を営む親戚等も入荷の記録・保存と客への産地情報の伝達が必要になります。

問7 朝市などの直売所で米や米加工品を販売する場合、どうすればいいのですか。

答 生産者から直売所へ販売して、消費者へ販売する場合は、出荷の記録・保存と産地情報の伝達が必要です。

また、生産者が場所を借りて消費者へ直接販売する場合には、産地情報の伝達は必要ですが、記録・保存は必要ありません。

なお、袋詰め玄米・精米など、JAS法の品質表示基準が示されているものは、これに従い産地表示する必要があります。

お問い合わせ先

愛媛農政事務所

食糧部消費流通課

TEL089-932-1177(代)

地域第一課(南予地区担当)

TEL0893-24-4195

地域第二課(東予地区担当)

TEL0898-64-3105

米トレーサビリティ法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/kome_toresa/index.html